

三芳町第5次総合計画策定方針

この方針は、三芳町第5次総合計画(以下「第5次総合計画」という。)を策定するため、基本的な事項について定めるものである。

1 基本的な考え

現行の第4次総合振興計画は、自立性をもった特色のあるまちづくりを創造していくため、住民と行政のパートナーシップのまちづくりを基本として、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間としている。

この基本構想は、「みんながつくる みどりいきいき ぬくもり のまち」を町の将来像に掲げ、5つの柱となる基本方針により、まちづくりの推進を図っている。

平成28年度を初年度とする第5次総合計画は、第4次総合振興計画の基本的方向とその進捗状況を捉えつつ、社会情勢、経済動向、地域の実情等を十分に踏まえ、三芳町の更なる発展に向けた総合的な計画として位置付け策定する。

これを基本として、第5次総合計画の基本的な視点を以下に整理する。

(1) 住民参加による計画づくり

住民の声を広く反映できるよう、効果的かつ効率的な住民参画の手法を幅広く取り入れる。

(2) 目標を明示し進捗や成果が分かる計画

達成目標を分かりやすく明示した実現性の高い計画とし、各課が責任をもって計画を推進できるよう、目標ごとに所管課を明示する。

(3) 行政評価や予算と連動する計画

持続的な町政運営のため、行政評価制度や予算措置との連動を考慮した計画とする。

2 計画の構成と期間

(1) 基本構想

三芳町の特性を踏まえ、まちづくりの基本理念や将来都市像、また、それを実現するための施策大綱を示す。

計画期間は、平成28年度から平成35年度までの8か年とする。

(2) 基本計画

基本構想における施策大綱に基づき、主要な基本施策を示し、各施策の現状と課題を捉え、達成目標及び所管課を設定する。

計画期間は、前期と後期に分けそれぞれを4か年とし、前期を平成28年度～平成31年度、後期を平成32年度～平成35年度とする。

(3) 実施計画

基本計画における各施策に基づき、主要な事務事業を示し、事務事業の財政的な見通し、実施年度、業務量等を明らかにする。計画期間は、4か年とし、行政評価制度により毎年度評価を行い、評価結果を事務事業の見直しや予算編成に反映する。

3 計画策定体制

次の方法により第5次総合計画の策定を進める。

(1) 住民

① 三芳町総合計画審議会

町長の諮問に応じて、総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項について調査審議し答申する。構成としては、学識経験者、団体の代表者、公募住民等による15名以内の委員をもって組織する。

② 住民意識調査

住民の思いをまちづくりの基本理念、まちの将来都市像、施策等の構築に着実に反映させる。

③ まちづくり懇話会

各地域の声を基本構想及び基本計画の施策に反映させるため、各行政連絡区において実施する。

④ まちづくりワークショップ

在住、在勤者、有識者等多くの人との協働作業を通じて、先入観や固定観念にとらわれない、新しい発想のまちづくりを検討する。

⑤ 次世代リーダー・ミーティング

現在又は将来、町を担う若年層の望む町の姿を聴取し、まちの将来像に反映することを目的とし実施する。

ア アンダー39まちづくり会議

イ 小中学生まちづくり会議

⑥ 団体・事業者懇談会

永年にわたり三芳町の発展に尽力・功勞をしてきた町内の各種団体、事業者等と意見交換を行う。

ア 町内団体等懇談会

イ 町内事業者懇談会

⑦ 地域説明会

基本構想素案及び前期基本計画素案について、各地域の住民の意見を直接聴取するため、学校区単位等で開催する。

⑧ パブリック・コメント

基本構想素案及び前期基本計画素案について、広く住民の意見を聴取する。

(2) 庁内体制

① 三芳町総合計画策定委員会

町長を委員長として、総務、福祉、教育、都市基盤、生活環境・産業各分野のリーダー及びサブリーダーの課長をもって組織し、総合計画の策定に関し、調査・審議し、必要な調整を図る。

② 総合計画施策検討部会

各分野の課長及び副課長・主幹を中心に組織し、基本計画を担当するワーキングチームとして、庁内における調整、検討、施策案等の策定及び分野ごとの調整を図る。

③ 民間コンサルタントの活用

職員は、主体的に計画を策定するにあたり、民間コンサルタントのノウハウやスキルを活用し、職員の補佐を担わせる。

4 議会

基本構想素案及び前期基本計画素案について、全員協議会において説明する。説明の後、意見募集の機会を設ける。

5 計画策定スケジュール

基本構想及び基本計画の策定については、平成27年12月の議会の議決を目指し、別紙計画策定スケジュールに基づき実施する。